

## 征夷軍編成についての一考察

北 啓 太

### はじめに

日本の律令制下には公民を一個の軍事力とするために全国的に軍団制が設けられており、この制度に関して多くの研究が蓄積されてきた。だが軍団制はいわば平時の軍事編成であって、実際に對外戦争或いは大規模な反乱の討伐のためにその都度発せられた軍隊、即ち征討軍<sup>(1)</sup>に関しての研究は軍団制ほど盛んではなかった<sup>(2)</sup>。しかし近年平時編成と戦時編成の違いが強く意識されるようになり<sup>(3)</sup>、また軍団制に対する理解の深まりに伴って、征討軍について制度的検討を加えた研究も出されるに至<sup>(4)</sup>っている。本稿はこの征討軍の研究の一環として、大宝以後、弘仁年間に至る征夷軍編成の実態を検討するものである。征夷軍に関連しては、これまで奈良末平安初期の征夷軍に焦点を据えた研究や、鎮兵制・軍団制等の東北軍制の研究があり、また古代東北史の概説的叙述でも多く触れられている<sup>(5)</sup>。しかし征夷軍全体を見通すこともなお意味があるうと思わ

れ、また征討軍研究の一環としてこれを見る視点も必要だと思われる。弘仁年間で区切ったのは、この頃に対夷戦が一段落を告げ、以後大規模な軍事行動がしばらく見られなくなったからであり、またその間に社会状況も大きく変わっているであろうということからである。なお、本稿では征討に際し中央から派遣される將軍（大使）以下の將官を征討使と称するが、征討使が派遣された軍隊のみを検討の対象とするものではないことは、註（1）に述べた通りである。（以下、史料には続日本紀を頻繁に使用する。典拠を括弧内に挙げたとき、日付のみで書名が略されているのは同書である。）

### 一

大宝律令成立以降、弘仁年間に至る間に発せられ、または準備・計画されたことが知られる征討軍を、一覧表にして本稿末尾に掲げた。本表はかつて拙稿<sup>(6)</sup>に掲載したものを増補・修正したものである。なお、東北

地方における築城・道路開削等の計四箇度の土木事業もこの表に入れたが、それは表からも分るように、これらの事業に当って軍が動員され、持節大使の任命もあつた如く、それが軍事行動としての性格を有しているからである。<sup>(7)</sup>以下、随時この表を参照していただきたいが、まず始めに表をもとにして征夷軍の動員地域の全体的あり方を見てみたい。

まず、その動員地域としては、東海・東山・北陸道の諸国が見える<sup>(8)</sup>が、さらにそれをより詳しく見ると、次の事実が知られる。即ち、養老四年発動までの軍と神龜元年以降の軍に違いがあつて、養老四年までは北陸道の諸国や遠江・駿河・甲斐・美濃・信濃といった国々も見えるが、神龜元年以降は判明する限り所謂坂東の諸国に限定されるといふ事実である。もつとも延暦八年の動員地域は「東海東山坂東諸国」(延暦七年三月辛亥条)とあるが、坂東は東海・東山道の一部であるから、東海・東山・坂東は並立ではなく、これは「東海ト東山ノ坂東諸国」と読むべきである。征夷事業の負担地域についてはこれまで数多くの言及がなされ、いずれも東国とか坂東の負担についてはこれまで数多くの言及がなされ、右のようにその軍士動員地域のあり方が養老四年次と神龜元年次征夷軍の間を境にはっきりと分けられることはやはり注意すべきであろう。

そこでその時期における東北政策を見てみると、注目されるのは鎮兵制の成立である。鎮兵は陸奥国(後には出羽も)において常時勤務にしている兵であり、年間数十日を限って上番する当国の軍団兵士とは異なる兵種である。初めは他国から派遣されて来ており、後には当国の人

間に切り替えられていくと一般に説明されている。その制度の詳細についてここで論じる余裕はないが、統紀によれば、神龜元年二月乙卯(これは同年の征夷より前)条に「陸奥国鎮守軍卒等」が己の本籍を除き、比部に貫して父母妻子と生業を同じくせんと願つており、「鎮兵」の語はないが、ほぼ同様な制度がこの時まで成立していたと思われる。一方養老六年閏四月乙丑条の太政官奏は、所謂百万町歩開墾令を含む難解なものであるが、「其国授刀兵衛々士及位子帳内資人并防閑仕丁采女仕女」の類を皆本国に放還し、或いは鎮所への穀の運送を奨励するなど、陸奥現地の国力、特に軍事力の充実を目的とするものであつたことは異論がなからう。同年八月には諸国から柵戸千人を簡点し、陸奥鎮所に配している(丁卯条)。以上の経過から、養老四年の征夷以後、陸奥現地の国力、就中軍事力の充実が図られ、その一環として神龜元年までに陸奥国で常成に当る鎮兵の制が実質的に成立したと見るのが今のところ穩当であろう。従来の諸説も、制度の確立という点ではその時期に各々ニュアンスの差があるが、鎮兵制の端緒をこの時期に置くことではほぼ一致している。<sup>(9)</sup>右述した征夷軍の軍士動員地域の変化については、この陸奥現地軍事力の動向をも視野に入れてその背景を考えるべきであろう。

ここで注目したいのは次の史料である。

減定京畿及七道諸国軍団并大少毅・兵士等數、有差、但志摩・若狭・淡路三国兵士並停、  
(養老三年十月戊戌条)

これは軍団制の変遷を論ずる先学が必ず言及されてきた史料である

が、今はとりあえず、この史料が語るのは、基本的には、全国的に軍団の兵力を縮小し、また一部の国で兵士を廃止して軍団制の全国均質な施行をやめたことである、ということを押えておきたい。それは即ち、地域の差異を配慮に入れた、全国的な軍備の見直しであるといえよう。ここで右に見た陸奥現地軍事力の強化と、征夷事業の軍士動員地域の坂東への限定は、蝦夷に対する軍事力の地域配分が変更されたということであり、この養老三年の全国的な軍備の見直し政策の延長上にあるものと見なせるであろう。即ち養老三年に全国的な軍備の見直しが行われたが、その延長上に、征夷の一定の進展を背景にして対蝦夷軍事力配備の変更が行われ、陸奥現地軍事力の強化と、征夷事業の軍士動員地域を坂東に限定するという方向づけがなされたと考えられるのである。ちなみに八世紀中期から後期にかけて、陸奥に事あらば国内の兵を動員して救援に赴くべしという法令が三度発せられているが、その対象はいずれも坂東八国であった(天平宝字三年十一月辛未・宝龜五年八月己巳・延暦二年六月辛亥条)。

以上、養老期における全国的な軍備の見直しと対蝦夷軍事力配備のあり方のおおよそその変化を述べた。次にはこれ以後の征夷軍編成をやや詳しく見ていきたい。

## 二

奈良時代中期の征夷軍について最も具体的な材料を提供するのは、天平九年の陸奥出羽間直路開削事業である。その兵力・将官は表に列記したが、もう少し詳しく見てみよう。

この度は中央から持節大使以下が派遣されたが、実際に軍を率いて奥地に出発したのは陸奥按察使兼鎮守將軍の大野東人であった。征討使からは判官従七位上紀武良士が東人に率いられてこの軍に従ったが、大使は多賀柵を、副使の一名は玉造柵を、判官の一名は新田柵を鎮ずるといふ後方の固めに回っている。また出羽側からは国守田辺難波に率いられた軍が東人の軍に合流して、共に出羽の雄勝村を目指したのである。この行動部隊の兵種・数は表の通りだが、ただ坂東騎兵千人の内八〇四人は城柵守備に回り、東人の軍に従ったのは一九六人であった(以上天平九年四月戊午条)。以上の内容を見ると、この軍事行動は坂東の騎兵を支援の兵として動員し、征討使が全体を統括する中、最も中核となる行動部隊は現地の官人と兵力が主として担ったものである。<sup>(10)</sup>

この事例における現地官人の重要性は神亀元年の征夷の場合にも見出すことができる。即ち、その行賞においては、大使正四位上藤原宇合に従三位勲二等を、副使従五位上高橋安麻呂に正五位下勲五等を授けているが、その二人の間に挟まって、従五位上大野東人に従四位下勲四等を授けており(神亀二年閏正月丁未条)、ここから東人は既にこの時陸奥守或いは鎮守將軍であり、この征夷に大きな役割を果たしたことが想定されている。<sup>(11)</sup> 同じ位階の副使より東人の方が勲功が上で、しかも従五位上から

従四位下へと一気に昇叙したことは、この征夷軍における彼の役割がいかに大きかったかを物語るものであろう。

以上神亀元年と天平九年の事例において、征討使が派遣された時にも現地の官人が大きな役割を果たしていたことが知られるのである。そしてこれ以後宝亀十一年に伊治皆麻呂の反乱が起るまでは、征夷事業は按察使以下陸奥出羽両国国司や鎮守府官人等の現地官人が主導し、征討使の派遣は一度もなかった。そのかわり、政府がその事業にてこ入れしようとするときには鎮守副將軍の任命という形をとったことが知られる。伊治城築城の際における石川名足の鎮守副將軍任命（神護景雲元年七月丁巳条）、宝亀五年の征夷開始に伴う紀広純の鎮守副將軍任命（七月庚申条）、同七年の征夷における佐伯久良麻呂の鎮守権副將軍任命（五月戊戌条）がそれであり、あくまで現地の官制の枠内で司令部を強化しようとしたのである。<sup>(12)</sup>

またその間の兵力を見ると、桃生・雄勝築城の場合、その要員は「陸奥国浮浪人」（天平宝字二年十月甲子条）・「坂東騎兵・鎮兵・役夫及夷俘等」（同十二月丙午条）・「所<sub>レ</sub>役郡司・軍毅・鎮兵・馬子合八千一百八十人」（同三年九月己丑条）・「軍士・蝦夷・俘囚」（同四年正月丙寅条）等から窺われるが、右の「坂東」<sup>(13)</sup>は「騎兵」のみにかかるとしか解せないから、この度の構成は天平九年のそれに準じて考えてよいであろう。宝亀五・六年の征夷に際しては出羽国に特に鎮兵九九六人を相模・武蔵・上野・下野から三年を限り発遣させているが（宝亀六年十月癸酉条）、他には他国から

の動員は見えず、同七・九年の征夷では出羽国における戦況の不利に伴い、下総・下野・常陸の騎兵を発しているが（宝亀七年五月戊子条、当初の、軍士二万人を動員しようという陸奥国の計画の数字は当国だけの軍と見られるし、出羽国から四千人を差発せしめ側面から援助させ（以上宝亀七年二月甲子条）、また陸奥国の言として「拳<sub>レ</sub>国発<sub>レ</sub>軍」（宝亀八年九月癸亥条）とある如く、陸奥出羽両国において大規模な軍を動員したのであった。このようなあり方から考えれば、伊治城築城に見られる「諸国軍士」（神護景雲元年十月辛卯条）も他国の兵力をそれほど重視するわけにはいかないであろう。宝亀十一年の覚鑿城築城の際には特に他国からの動員の史料はない。即ち、神亀元年の場合は不明であるが、天平九年以降<sup>(14)</sup>宝亀十一年の覚鑿城築城までは、兵力はあくまでも陸奥出羽現地が主として負担したのであった。その間坂東からの支援もあったが、それは騎兵に限られていたのである。

なお鎮兵はこの時期には他国（恐らく坂東）から派遣されて来ているので、厳密には現地軍と言えない。この制度はある意味では坂東からの征討軍の常駐化とも言えるものであり、坂東からのその都度の動員が少なかったからといって、坂東諸国の兵役負担が軽くなったとすることはできないのである。ここではただ、事に当って他国から臨時に動員するという方式をなるべく避け、現地に常在する兵力を強化することで征夷の備えを充実させる方式がとられたということに留意したいのである。ところで陸奥出羽両国の動員能力を見てみると、陸奥の場合、軍団兵

士の数は天平十八年官奏の六団・「兵士六〇〇〇」(類聚三代格十八、天平十八年十二月十五日官奏)を始めとしていくつかの史料があるが、弘仁六年の官符に「多則一万、少則二千」(同、弘仁六年八月二十三日官符)とあって、概ねこの範囲内ではほぼ常時数千人の規模を誇っていた。<sup>(15)</sup> 鎮兵は天平元年の「勳功可<sub>レ</sub>録」(九月辛丑条)として挙げられたのが二百人であるのを始めとし、神護景雲三年には他国鎮兵の戌にある者三千余人とあり(正月己亥条、但し二千五百人は解却)、大同五年には三千八百人いたから(類聚国史八十四)、大体四千人程度を限度としていたであろう。<sup>(16)</sup> そしてこの他にもしばしば俘軍を動員したし、健児も三百人ほど存在した。<sup>(17)</sup> 弘仁六年の官符(前述)では、国内の課丁三万三千二百九十人とあり、その他にも勲八等以上の帶勲者千五百人を数えられる。<sup>(18)</sup> 宝龜五年以来長年の戦乱を経た後であるから、この人口はその頃よりそれほど増えた結果ではないであろう。こうして見てみると、宝龜七年の二万という数字は軍団・鎮兵の枠を越えた動員と見られ、また「拳<sub>レ</sub>国<sub>レ</sub>發<sub>レ</sub>軍」の言もかかる意味でとらえることができ、かなりの重い負担であるが、決して誇張の数字ではないといっていよい。

次に出羽国では、軍団の数は一貫して一団であったらしいが、兵士数については天平十八年官奏(前述)の「二百人」以外この時期はつきりした史料はなく、鎮兵も右の宝龜年間の九九六人以外、存在した証拠はあるが、人数については知られない。またこの他に健児百人がいた(類聚三代格六、弘仁五年正月十五日官符)。<sup>(19)</sup>

なお弘仁二年の征夷は陸奥出羽両国の軍のみで行われたが、当初の計画で両国二万六千人(日本後紀弘仁二年三月甲寅条)、実際には一万九千五百余人で(同五月壬子条)、後に陸奥から千百人追加している(同十月乙丑条)。この数字は宝龜七年における動員計画数に近いと言える。概ねこの二万を少し越えた辺りの数字が、奈良末平安初期の大戦争時代までに到達した両国の最大動員能力であったのではなからうか。

以上、宝龜十一年以前の征夷において、現地の官人が重要な役割を果たしたこと、兵力の点でも現地軍が主体であって、それを坂東からの騎兵で支援するといった形であったことを指摘し、現地軍の規模についても考えてみた。前章に述べた養老年間における対夷軍事力配備の変更以後、現地軍事力が実際に重要な役割を果すようになり、坂東諸国はその支援地域として位置付けられていたことが知られるのである。

### 三

宝龜十一年、覚繁城造営の軍に従っていた夷俘出身の伊治皆麻呂が反し、陸奥按察使兼守紀広純を殺して、多賀城も陥れた。ここに東北地方における宝龜五年以来の戦火は一気に拡大し、これ以後しばしば征討使が派遣され、軍も大規模化することになった。本章ではこの伊治皆麻呂の反乱以後の征夷軍について検討する。

(1)

まず兵力の面について検討する。表に示した通り、皆麻呂の乱後坂東の軍を徵発しているが、注意すべきは、この時征討使は反乱の起きた直後の三月二十八日に任命され、まもなく出発したの<sup>(20)</sup>に、坂東の軍を徵発したのはかなり時間を置いた七月二十二日であったことである。即ち政府は初期の段階ではこれ以前の方式と同様、陸奥現地のみの兵力で対処しようとしていたと思われるのである。そして実際に征討使は坂東の軍の力を必要とせず多賀城に入ったことは坂東の軍の集合地が多賀城であったことから明らかである。もっとも反乱軍は多賀城を略奪し放火した後去っていたから、多賀城の奪回は比較的容易であったろう。しかし五月八日の征討使の奏状からは、多賀城周辺の不穏な様子も窺われるのである。そして恐らくは多賀城に入った征討使からの報告によって、政府は反乱の容易ならぬ状況を知り、坂東の軍の動員へと政策を転換したのである。九月二十三日、征東大使に新たに藤原小黒麻呂が任命されたことは、それまでの実質的な大将大伴益立が目立った成果を挙げないことに業を煮やした大将交代人事であるが、またかかる征討軍の大規模化に伴う征討使の強化でもあったろう(以上統紀)。なお副使は三月二十八日の任命記事には大伴益立と紀古佐美の二人だけなのに、後の史料には他に内蔵全成・多犬養の二人が見えており(天応元年六月戊子条)、この時に増員された可能性が大きい。<sup>(21)</sup>

かつて養老四年の征夷軍も按察使上毛野広人の殺害によって興されたもので、その時遠江ほかの東国から動員があったのであり、同様に按察

使が殺されたこの事件でその時の対応の仕方が直ちに先例とされていないことに、この間の、現地軍事力を強化し、なるべくそれによって征夷事業を推進するという政府の方針の転換がよく表われていると考える。

これ以後は征軍の規模から考えて、もはや現地軍事力が主体とは言えないが、前述の如く最後の弘仁二年の征夷は約二万という規模ながら陸奥出羽両国の軍のみによって行われたのであり、征夷事業は結局現地軍事力によって推進するという方策で一応収束することになるのである。

(2)

次に将官について。まず注意すべきは、比較的史料のよく残されている宝亀十一～天応元年の征夷軍と延暦八年の征夷軍において、征討使に含まれない、現地の官人の活躍が目立つことである。前者の場合、それはその論功行賞に表われている。即ち大使藤原小黒麻呂は入京後直ちに正三位を授けられたが(天応元年八月辛亥条)、その後行われた叙位叙職において、副使従五位上紀古佐美が従四位下勳四等を授けられたのに次ぎ、鎮守副將軍従五位上百済王俊哲が正五位上勳四等を授けられているのである(天応元年九月丁丑条)。そしてそれに次ぎ副使二人が、正五位下内蔵全成は正五位上勳五等を、従五位下多犬養は従五位上勳五等を授けられているのであり、もって俊哲の果たした役割の大きさを窺うことができよう。統紀宝亀十一年十二月丁巳条には俊哲等の奏言として、己等が賊に包囲され、兵疲れ矢尽きた時、桃生白河等郡神十一に祈り、ようやく包囲を破ることができた<sup>(22)</sup>とある。この史料は彼が一軍の指揮官として

敵地に進撃したことを示している。

延暦八年の征夷軍では、著名な衣川の敗戦の場面に鎮守副將軍が登場する。統紀同年六月甲戌条に拠れば、この時の作戦は、副使従五位下入間広成と左中軍別將従五位下池田真枚及び前軍別將外従五位下安倍媛嶋墨繩が合議して立案し、「三軍同謀并力」せて渡河し敵を討とうとするもので、中・後軍から各二千人が選抜され渡河し敵地深く侵入したが、前軍は渡河することができず、結局大敗を喫したものである。ここで副使入間広成は後軍の司令官であったことは間違いないが、左中軍の司令官別將池田真枚及び前軍の司令官別將安倍媛嶋墨繩は実は鎮守副將軍であった（延暦八年九月戊午条）。彼ら三人に対し政府は「其道副將等計策所失也」（六月甲戌条）と非難を加え、また広成・墨繩は久しく賊地にあり戰場を経る故に、委ぬるに「副將之任」（六月庚辰条）をもってしたのでと述べている。以上から征討使に含まれない現地の鎮官が、征討使の副使とともに「副將」として征討軍を構成する各軍の指揮をとっていたことは明らかである。なお、この他に副使従五位上多治比浜成が「他道」よりも戦果をあげている（七月丁巳条）。以上のようにこの度の征討軍はいくつかの軍に分けられ、それぞれを征討使の副使と現地の鎮守副將軍が率いるという基本的構成をとっていたのであった。

先学の説の中には、征討使が派遣された場合の鎮守府の役割をあまり重く考えない見解もあるが、<sup>(22)</sup>以上に見た如く、大使の下で鎮官が副將格として行動部隊の指揮をとっており、かかる現地官人のあり方は結局神

龜以来延暦まで基本的に変りはないものと思われる。なお天応元年の行賞では、副使について陸奥介従五位下多治比海も従五位上を授けられており、現地官人の重要性は鎮官に限らない。天平九年の軍事行動において陸奥大掾日下部大麻呂が牡鹿柵を鎮じ、また出羽守田辺難波が出羽国軍を率いて大野東人と共に賊地に入り（天平九年四月戊午条）、覺鑿築城の軍に陸奥介大伴真綱が従っていた（宝龜十一年三月丁亥条）こと等をも想起すべきである。

ところで、かかる状況を見てくる時、次の延暦十三年の征夷軍は注目値する。この度の征討使は延暦十年七月壬申（十三日）に任命されたが、大使は大伴弟麻呂、副使は百済王俊哲・多治比浜成・坂上田村麻呂・巨勢野足であった。この内副使百済王俊哲は本官は下野守で九月庚辰（二十二日）に鎮守將軍を兼ねている（以上統紀）。ちなみに彼は十四年に没するまで鎮守將軍であった（日本紀略延暦十四年八月辛未条）。また巨勢野足は八年十月に鎮守副將軍となり（統紀）、十一年九月には陸奥介を兼ね（公卿補任）、その後は公卿補任に十五年十月に兼下野守とある。多治比浜成は九年三月に陸奥按察使兼守となっており（統紀）、その後の移動については不明であるが、この官の次に見える任命は十五年正月の坂上田村麻呂であり（公卿補任）、それまで在任していた可能性がある。少なくとも征討使任命の頃も在任していたと想定してよいであろう。即ち副使四人の内三人までが現地の官を兼ねているのであり、それも按察使・守・介・鎮守將軍・同副將軍と、現地の行政・軍事それぞれの最高

の官から順次占めているのである。

この兼官については既に村尾次郎氏が「按察使府・国府・鎮守府の現地全組織を征東大使の統括下に入れ、戦時の指揮権を完全に一本化した」と述べられている。<sup>(23)</sup> ほぼその通りであるが、これまでも鎮守将軍ら現地官人は征討大使の指揮に従っていたのだから、ここでは彼らを征討使の官制体系の中に包摂したことをまず重視したい。それにより彼らの位置をはっきりさせ、指揮系統を明確化しようとしたのである（指揮系統の上で問題があったとすれば、それは恐らく征討使の副使以下との関係だったであろう）。もう一つ重要なことは、彼らが征討副使の多くを占めたことである。大使の統括下、副使及びそれと並ぶ副将格の人間が行動部隊の指揮をとり、前線で作戦を立てていたことは延暦八年の征夷軍に見られる通りであり、副使四名の内三名、大使を入れても五名の内の過半を占めたことは、現地組織を担う官人が首脳部の主導権を握ったことを意味する。換言すれば、現地組織が改めて征夷事業の中核として位置付けられたのである。そしてこれらの意味を持つこの兼官の施策は、征夷事業に現地官人が重要な役割を果たしていたという従前のあり方を踏まえた改革であったと言えよう。<sup>(24)</sup>

もっともこのような兼官はこの時が始めることではなく、すでに宝亀以来その例がある。即ち宝亀十一年の征東副使大伴益立は、副使就任直後陸奥守となっている（宝亀十一年三月甲午条）。この時大使藤原繼繩は実際には赴任せず、益立が実質的な大将として出発したから〔註（20）参

照〕、彼は陸奥国と征討軍双方の最高ポストを兼ねたのであった。次いでこの年九月に後任の大使となった藤原小黒麻呂は陸奥按察使となり、副使の紀古佐美も天応元年五月二十七日に陸奥守となっている（続紀）。また延暦三年に征東大将軍となった大伴家持は陸奥按察使兼鎮守将軍であった（延暦元年六月戊辰・同四年四月辛未条）。ちなみにこの時の軍監二人も、入間広成は陸奥介、安倍媛嶋墨繩は鎮守権副将軍だったと思われる（延暦元年六月戊辰条）。しかし全体としてみれば、これらの兼官は延暦十三年次ほど徹底したものではない。宝亀十一年次の他の副使・延暦三年次の副使は現地官人ではなかったと見られる。さらに藤原小黒麻呂はすぐに按察使となったわけではなく、その就任は翌年正月のことであり（庚午条）、またこの間実質的な大将の地位を更迭された大伴益立の立場も複雑なものであったろう。そして小黒麻呂の按察使就任後目立った戦況の進展はなく、紀古佐美の陸奥守就任直前、軍は現地で解散していたのであった（天応元年六月戊子条）。また大伴家持による征討は実施されなかった。次いで延暦八年の征夷軍では征討使の大・副使と現地官の兼帯は全く無かったのである。

かかる状況を見てくるとき、延暦十三年次征夷軍の征討使の構成はやはり注意すべきものであろう。そしてこの方式はそれ以後の征討使の構成にも受け継がれているのである。以下その時期の征討使を見ていくと、まず延暦二十年次征夷軍の大将軍坂上田村麻呂が陸奥按察使兼鎮守将軍であったことは周知の事実である。この時の副将軍はその員数も



名前も知られていないが、ただ一人、凌雲集に「征夷副將軍從五位下行陸奥介」として詩の載せられている小野永見は、この時の副將軍であつたと思われる。なぜなら凌雲集の採詩範圍はその序から延暦元年より弘仁五年の間であり、しかも同書に載せる賀陽豊年の「傷野將軍」の詩の「野將軍」は小野永見を指し、その詩に「徒悲凶問伝」とあつて彼が陣中に没したと見られること<sup>(25)</sup>から、彼が副將軍であつたのは延暦元年から弘仁五年の間の征夷においてである（「征夷副將軍」を信用すれば、征東使が征夷使と改称された延暦十三年次以降の征夷軍に範圍を絞れる）。そしてその間の征夷軍は、延暦二十年次以外の副將軍については、正史に名前を明記した任命記事を存し、そこに彼の名は見出せないのである。従つて、途中交代・増員、または記事の脱落の可能性も無くはないが、やはり彼は延暦二十年次の副將軍である可能性が最も高いと判断する。<sup>(26)</sup>次いで延暦二十三年任命の征討使（この度は準備のみ）は大將軍坂上田村麻呂が陸奥按察使兼守（日本後紀延暦二十三年正月甲辰・同八月己酉条）、副將軍は三名任命され（同正月甲辰条）、その内百済王教雲はその帯官が不明だが、佐伯社屋はその直前に出羽守となつた人物（同庚子条）、道嶋御楯は延暦二十一年十二月に鎮守軍監として陸奥大國造となつた人物で（類聚国史十九）、大同三年には鎮守副將軍となつており（日本後紀大同三年六月庚申条）、この時現地の鎮官であつた可能性が大きい。次の弘仁二年の征夷軍は陸奥出羽の軍のみで実施されたもので、その征討使も征夷將軍文室綿麻呂が按察使、副將軍は出羽守大伴今人・鎮守將軍佐伯

耳麻呂・陸奥介坂上鷹養であつた（日本後紀弘仁二年四月庚辰・同三月甲寅条）。このように延暦二十年次以降の征討使の大・副使は現地の官人かまたその可能性の高い者で占められているのであり、延暦十三年次征討使の人事方針が継承されているものとみなされるのである。

(3)

以上、延暦十三年次における征討使の構成の変化を述べたが、実はこの時を境にして征討使にはもう一つ重要な変化がある。それは、表を一覧すれば直ちに分るように、軍監・軍曹とりわけ軍曹の数が大幅に増えるという事実である。この内、軍監についてはそれ以前の征討軍との比較から軍の大規模化に伴うものと見ることも可能であるが、軍曹についてはそうは言い切れないようである。また以前は知られる限りただ一例を除いて軍監（判官）と軍曹（主典）の数は一致しており、しかもその例外の一例は軍監の方が軍曹より多いのであるが、延暦十三年以降、軍監と軍曹の数は違い、軍曹の方がはるかに多くなつていたのである。このことは延暦十三年次の征討軍を境に軍曹の任用に何らかの原則の変更があつたことを示している。

なおその前の延暦八年次の征討軍では軍監・軍曹の数が知られないので、叙上の変化が既にその時からあつた可能性もある。だが、延暦十三年次以降の軍監・軍曹数を知る史料の一つである日本後紀弘仁二年五月壬子条の勅には次のようにある。

又檢去延暦十三年例、征軍十万、軍監十六人、軍曹五十八人、廿年

征軍四万、軍監五人、軍曹卅二人、今將軍等准承前例所定冊七人、権用十五人者、今所興征軍一万九千五百余人、然則四方之日、軍吏不滿五十、今日二万、何超六十、仍折衷所定、軍監十人、軍曹廿人、宜精選堪戰者充用言上、

即ち延暦十三年から後が軍監・軍曹数の準拠すべき先例として引かれているのであって、延暦十三年次の征夷軍こそかかる将官数の起点と考えられるのである。以下この立場に立って論を進めたい。

まず征討使そのものについて検討してみたい。軍防令24将帥出征条には征討使の構成を次のように規定している。

凡将帥出征、兵滿二万人以上、將軍一人、副將軍二人、軍監二人、軍曹四人、録事四人、五千人以上、減副將軍・々監各一人、録事二人、三千人以上、減軍曹二人、各為一軍、每惣三軍大將軍一人、ここには大將軍以下、將軍・副將軍・軍監・軍曹・録事の六種類の官が規定されている。<sup>27</sup>しかし表を見れば分るように、現実には大將軍・將軍が一つの軍で置かれたことはなく、また軍曹と別に録事が置かれたことも知られない。実態により近い法制規定は次の延喜大藏式の諸使給法の規定である。

#### 征夷使

大將軍緋五十疋、綿一百五十屯、細布十端、布卅端、副將軍緋廿疋、綿六十屯、布廿端、軍監緋八疋、綿卅屯、布十五端、軍曹緋四疋、綿十二屯、布六端、明法師・醫師・陰陽師・中臣・忌部各緋三疋、綿八

屯、布四端、大將軍已下忌部已上儼從各緋二疋、綿四屯、布四端、

ここには明法師・醫師・陰陽師・中臣・忌部といった特殊な役割を果たす技術官人の他には、大將軍・副將軍・軍監・軍曹の四官と儼從が見えるにすぎない。儼從が記載されているということは、給与の対象とならない下位の使人が他にいたのではないかという想定を妨げるものである。実例と照らし合わせても、(大)將軍(大使)・副將軍(副使)・軍監(判官)・軍曹(主典)の四官が、技術官人を除けば、征討使として派遣される将官の原則として全てであったと見ることができよう。この征討使には軍政担当官も含まれていた筈であるから、征討使は結局軍全体の中で指揮官のごく一部を占めるにすぎないのである。ではそれ以外の指揮系統はどうなっていたのだろうか。

最近下向井龍彦氏は「行軍」の編成を次のように描き出された。<sup>28</sup>即ち、將軍の率いる「軍」はいくつかの「陣」に分割されており、その陣は軍監が率い、複数の軍団によって構成され、こうして將軍―軍監―軍毅―校尉―旅帥―隊正―兵士のヒエラルヒーが形成された。また巨大な兵力の場合、將軍率いる所の前・中・後の三「軍」が置かれ、大將軍がこれを統率するのであると。これは主として律令・令義解の分析から抽出されたモデルであり、その限りで一定の意味を持ちえよう。しかし既述の如く、実際の征夷軍には征討使以外の現地官人が重要な役割を果たしていたし、大將軍―將軍の系列は実際にはなかった(下向井氏の「將軍」を「副將軍」に置き換えれば実態に近くはなる)。そして実態からはさ

らに以下の如く氏の説とは異質の要素が見出される。即ち、周知の如く征軍人軍や征広嗣軍には郡司が従軍していた。<sup>(29)</sup>天平宝字の節度使軍には兵士二百人の指揮官として「子弟」の動員が見られる。<sup>(30)</sup>養老四年の征軍人軍には豊前国守の従軍も知られている。<sup>(31)</sup>下向井説のように軍監の下に軍毅以下軍団内の体制のみが接続するならば、征討軍は上から下まで整然としたヒエラルヒー構造をなすが、このように現実には軍団に限らない、多様な者達が將校として参加していたのである。ここで彼らの間の指揮系統の構造について知ることはかなり難しいが、具体的な戦闘の場面に現われる次の將校の称谓は参考にならう。

それは延暦八年の衣川の戦いに見られる「別將」である。既に述べた如く、そこでは鎮守副將軍が「別將」として前軍・左中軍を率い、これらと征討副使の率いた後軍とからそれぞれ精銳を選抜して渡河作戦に踏み切ったのであるが、注意すべきはこの部隊の戦死者に「別將文部善理」がおり、また「別將出雲諸上・道嶋御楯等」が余衆を率いて還ったとあることである。この三人の別將が渡河部隊を率いた者達であったと思われる。そしてこの作戦について政府は「軍監已上率兵、張其形勢、敵其威容、前後相統、可<sub>レ</sub>以薄伐、而軍少將卑」と批判（以上延暦八年六月甲戌条）、また「差<sub>レ</sub>入裨將、還致<sub>レ</sub>敗績」（同庚辰条）と述べており、この三人はかなり格の低い將校であった。<sup>(32)</sup>

東野治之氏は壬申の乱に見える別將を副將と考えてよいとされ、右に見える別將も「副將軍というに等しい」とされた。<sup>(33)</sup>しかし壬申紀の場合

と右の前軍・左中軍の別將はともかく、右の文部善理ら三人の別將は副將軍ということはできない。ここでは征討軍全体の副將格で征討使の体系に含まれていない者を別將と称したと同時に、それよりかなり下級の將をも別將と称したと見るしかない。この時の大使紀古佐美が節刀を賜わり辞見した時の勅書には、「如聞、承前別將等、不<sub>レ</sub>慎<sub>レ</sub>軍令、逗闕猶多、尋<sub>レ</sub>其所由、方在<sub>レ</sub>輕<sub>レ</sub>法、宜<sub>レ</sub>副將軍有<sub>レ</sub>犯<sub>レ</sub>死罪、禁<sub>レ</sub>身奏上、軍監以下依<sub>レ</sub>法斬決」と（延暦七年十二月庚辰条）とある。この文意から、「別將」は以前より用いられていた称で、征討使の副將軍・軍監をも含んだ、大將以外の將校を指す包括的な称呼でもあったとみなされる。しかし衣川の戦いの中では征討副使入間広成を別將とは称していないので、その場面では個別具体的な官名と見るべきである。即ち総称としての「別將」をもって、征討使の官名を持たない個々の各部隊の指揮官名に充てていたと考えられよう。征討使以外で征討軍に属する各種の將校は、規模の大小・編成の上下を問わず「別將」と称されたのではなからうか。

この様に考える時、征討使以外の指揮官を上下に秩序立てる体制は不十分であったと言えるのではないか。勿論末端に至る指揮系統は何らかの形でその都度存在した筈であるが、それが征討軍の職制として整えられていないと思うのである。

かかる見方に立つとき、本節の最初に述べた延暦十三年次の変化は次のようにとらえることができよう。即ち、これまで征討使の下で下級の指揮官を勤めていた者達―具体的には国司・軍毅・郡司・郡司子弟等―

の内から、軍曹（人数の傾向から見ても一部軍監もあつたであろう）を多く任用し、これまでより広い範囲の指揮官まで征討使という一つの統一的官制体系に包摂し、それによってその者の位置付けを明確にしようとしたのである。<sup>(34)</sup>そしてこれは、前節に述べた征討使上級幹部構成の変化と、征討軍の各種指揮官を一つの官制体系にまとめ指揮系統を明確にするという点において、同一趣旨に立つ改革であつたと言えよう。延暦十三年次以後における征夷事業成功の要因の一つとして、このような指揮系統構造の改革を挙げることができるのではなからうか。

ただ軍曹の増加の背景としてもう一つ考えなければならぬ事情がある。それは延暦十一年の軍団制廃止である。この措置によって軍毅もいなくなつたので、彼らに当る者を軍曹にしたという見方もありえよう。

しかし弘仁二年の征夷は軍団制の存続した陸奥出羽のみの軍事力で行われたが、軍監—軍曹のあり方は延暦十三年次以来のそれと同じである。

この改革は坂東における軍団制消滅の単純な結果とすることはできない。むしろ同時期に行われた兩改革は、一連の軍政改革ととらえるべきものであろう。そもそも宝龜十一年の征夷をきっかけに坂東の軍団兵士の無力化が露呈し、以後坂東の軍団兵士は実質的に征夷軍の供給元ではなくなつて<sup>(35)</sup>いた。延暦八年の征夷軍では軍毅の従軍はありえても、軍毅から軍団兵士に至る軍団制の体系は既になかつた筈である。この実情に基づき、以前から軍団のみではなかつた征討軍の下部構成を、この際軍団制から離れて一つの官制で統一しようという意図を持った軍制改革で

あつたと言えるのではなからうか。

最後に延暦十三年次の征討使構成の変化についても一度まとめておこう。それは一つには現地組織を征夷軍の中核として改めて位置付けること、一つには現地官人や下級幹部を征討使の官制でまとめ指揮系統を明確化することを意味した。その背景には、現地組織が征夷に重要な役割を果たしていたこと、また征討使以外の下級將校が多様で、彼らの位置付けが明確ではなかつたことが挙げられる。そして軍団制の廃止もこの改革と一連のものであつたのである。

#### おわりに

以上征夷軍の編成を時代を追って見てきた。征夷軍の展開にはいくつかの画期を設定することが可能であろうが、本稿では特に養老四年次と神龜元年次征夷軍の間、及び延暦八年次と同十三年次征夷軍間の変化を強調することになった。これらの時期はまた軍団制の歴史の上でも改革期であり、征夷軍の改革は律令軍制改革の一環でもあつたのである。

また養老年間を最後に征隼人軍は終了し、これ以後、征夷軍のほかに、藤原広嗣の乱の征討軍と、準備だけで発動までには至らなかつた兩節度使軍があるのみである。また征夷軍も軍士供給地域は坂東に限られ、しかもなるべく陸奥出羽現地軍のみで対処しようとしていたことは

本論で述べた通りである。即ち、律令制下、征討軍が全国的な規模で発動されたのは限られた時期にしかなかったであり、あとは坂東と陸奥出羽という一部の地域のみが常にそれを負担するという形になっていたのであった。以上のことは軍団制設置の意図と実際、また一部本論で述べたことだが、征討軍の「行軍」組織としての成熟度、或いは坂東地域の位置付け、養老以前と以後の律令国家の性格等々、様々な問題点を提起するのではないかと思われるが、今は征討軍の全体的見取り図を示すに止めておきたい。

註

(1) 近年戦時編成の軍を指す語として、唐制に倣い「行軍」の語も使用されている。確かに日本律令でも「行軍」の語はしばしば見える。しかし唐の行軍は、菊池英夫氏によれば「行軍大総管・副総管以下、判官・典等の幕僚、総管・子総管・押官・隊正・火長に到る職制と、中軍・前軍(右廂第一軍)・後軍(左廂第一軍)・右軍(右廂第二軍)・左軍(左廂第二軍)・右虞候軍・左虞候軍・戦兵・輜重といった部隊編成の固有の規定を有する存在であった」という(『日唐軍制比較研究上の若干の問題―特に『行軍』制を中心に―』(『唐代史研究会編『隋唐帝国と東アジア世界』、昭和五十四年)。なお同氏「節度使制確立以前における『軍』制度の展開」(『東洋学報』四四―二・四五―一、昭和三十六・三十七年)がこの問題を詳細に検討している)。かくの如き固有の編成を持った軍事組織が日本の律令制下にも実際に存在したのかという事自体問題となる所だと思いが、それはさておいても、「行軍」の語をそのような意味でとらえるとき、それは戦時編成の軍一般ではないことに注意する必要がある。本稿が問題とする征夷軍には、中央から大將軍以下の征討使が派遣されず、陸奥出羽国の組織・兵力のみで構成される軍もあった。かかる軍で行われる対夷戦も律令国家は「征討」と認識していたことは、陸奥・出羽・越後守の職掌に

「征討」とあり(職員令70大國条)、実際に陸奥國の行った対夷戦を「令征蝦賊」(続日本紀宝龜五年八月辛卯条)と称していることから明らかである(ちなみに大宰府の行った対隼人戦も「征討」(同大宝二年八月丙申条)と称されている)。そして後述するように、対夷戦において陸奥出羽兩國の果たした役割は大きく、この軍隊も征討使派遣の軍と共に論じなければ、対外戦争のための律令國家の軍隊の全体像が見えてこない。本稿で使用する「征討軍」(及びその一種としての征夷軍)は「行軍」の語のような限定された制度を指す用語ではない。なお私は『国史大辞典』の「征討軍」の項において征討使を中心に論述したが、征討使が派遣されない場合についても一言付け加えるべきであったと今は反省している。ただ大將軍以下の征討使及びそれに付随する諸制度が、征討のために特別に定められた組織・制度であったという意味で、征討使の下の軍を征討軍説明の中心とすることについては了解をいただけるのではないかと思う。

(2) ただ既に滝川政次郎「節刀考」(『国学院大学政経論叢』五一―一、昭和三十六年)・野田嶺志「日本律令軍制の特質」(『日本史研究』七六、昭和四十年)は征討軍に関し重要な指摘を行っており、また山田英雄「征隼人軍について」(同氏「日本古代史攷」、昭和六十二年、原載竹内理三博士還暦記念会編『律令國家と貴族社会』、昭和四十四年)は個別事例の研究として重要である。なお令制以前の征討軍については、岸俊男「防人考―東國と西國―」(同氏「日本古代政治史研究」、昭和四十一年、原載『万葉集大成』一一、昭和三十年)がつとに著名であり、また百済滅亡時における派遣軍の構成についても種々議論が行われている。

(3) 菊池英夫「日唐軍制比較研究上の若干の問題―特に『行軍』制を中心に―」(前掲)は、この点に関し従来の日本律令軍制研究を批判したものであった。

(4) 最近の研究としては、前註の菊池論文のほか、村岡薫「八世紀末『征夷』策の再検討―律令軍制との関り―」(竹内理三編『古代天皇制と社会構造』、昭和五十五年)、野田嶺志「律令國家の軍事制」(昭和五十九年)、下向井龍彦

「日本律令軍制の基本構造」(『史学研究』一七五、昭和六十二年)など。

(5) 奈良末平安初期の征夷軍に関しては、高橋崇「延暦・弘仁期に於ける所謂『蝦夷征伐』に就いて」(『文化』一九一五、昭和三十年)、新野直吉「弘仁二年十二月甲戌詔の周辺―文室綿麻呂の征夷によせて―」(『続日本紀研究』一三八・一三九合併号、昭和四十三年)、大塚徳郎「蝦夷征討」(同氏『平安初期政治研究』、昭和四十四年)、吉沢幹夫「延暦十一年の諸国兵士の停廃について―征夷軍編成と関連して―」(『東北歴史資料館研究紀要』二、昭和五十一年)、村岡薫「延暦十一年、諸国軍団兵士制停廃の一考察」(民衆史研究会編『民衆史の課題と方向』、昭和五十三年)、同氏「八世紀末『征夷』策の再検討―律令軍制との関り―」(前掲)など。その他東北軍制研究や古代東北史の概説等については数が多いのでここで列挙することは省略する。

(6) 「天平四年の節度使」(土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集』上、昭和五十九年)。

(7) 但し平安時代初頭における胆沢城・志波城等の築城事業はその過程が余り明らかでなく、省いた。また八世紀には表にとりあげたもの以外に、多賀城など多くの城柵の造営が行われたことも明らかであるが、その正確な年代や具体的な経過は殆ど不明である。

(8) 神亀三年山背國愛宕郡出雲郷計帳には五名の帯勲者が見える(『大日本古文書』一一三5以下)。野村忠夫氏は「律令勲位制の基本問題」(同氏『律令官人制の研究』、昭和四十二年)において、これを蝦夷征討の勲功とし、また門脇楨二氏は「出雲郷民の生活」(同氏『日本古代政治史論』、昭和五十六年)において、この五人を養老四年または神亀元年の征夷軍の就役者とみなし、初期の征討軍には「出雲郷など畿内村落の兵士が間違いなく参加していたのである」とされた。この門脇氏の説が認められるならば、征夷軍の軍士動員地域に山背國を加えなければならない。しかしそうすると國史から知られる動員地域の傾向といかにもそぐわない。ここで注意すべきは、出雲郷が下級官人を多く出しているという、周知の特殊な環境である。しかも、実際に帯勲者五名のうち四名までが、同じ郷戸内に有位者または官人身分の者が存在し(残る一名につい

ても戸の全貌が知られないため、かかる人間がいなかったという保証はない)、さらにその内二名は自身従八位下の位を持っている。即ちこれら帯勲者は官人世界と密接な関り合いを持っているのであり、征隼人や征夷に動員された九州や東國の軍士と同列に扱うべきではない。それでは彼らの叙勲の契機をどう考えるべきだろうか。まず軍功以外の契機として、神亀元年の聖武天皇即位に伴う一斉叙勲があるが、門脇氏も述べられているけれども、その時の条件では彼らの叙勲を殆ど説明できない。故にやはり何らかの軍功を考えなければならぬ。そこで上述の特殊性を勘案すると、まず従八位下を帯している二名については、征討使の軍曹クラスを想定することが一応可能かもしれない。天平九年の持節使の判官に従七位上紀武良士が見えるので(天平九年四月戊午条)、従八位下で軍曹(主典)ということも強ち無理ではない。ただその勲位が勲十二等というのは軍曹クラスとしては低過ぎる感がある。そこでもう少し格の低い所を考えると、征討使の僚人であったという想定が浮かぶ。これ以前の征討使に僚人がいたことは実例では確かめられないが、延喜大藏式に見える征夷使への給法規定では大將軍以下忌部以上に僚従がいたことが記されている。また天平四年の節度使にも僚人が付き、既に国司等の僚仗の制度も早くから整備されているので、これ以前征討使に僚人が配されたとみてよからう。国司の僚仗は下級官人の一種というべきものであり、征討使の僚人もそれに準じて考えてよからう。かく考えれば出雲郷の帯勲者にふさわしい。その他、史料に散見する「進士」であったという想定もありうる。広嗣の乱では「進士无位安倍朝臣黒鷹」が広嗣を捕え(天平十二年十一月丙戌条)、宝龜十一年の征夷では広く進士をつのり(宝龜十一年五月己卯条)、延暦八年の征夷では衣川の戦における進士四人の戦死が記録されている(延暦八年六月甲戌条)。数多い戦死者の中でこの四人の名は特記されており、彼らの身分が一般の兵卒より高いものであったことを示している。即ち「進士」は一般の農民ではなく、より上の階層から出た可能性がある。この想定も叙勲の契機に加えておきたい。他にもいくつかの想定ができれば、右に示した考え方によって、征討軍の一兵卒とする見方はほぼ否定できると思う。なお野村・門脇両氏とも蝦夷征討を想定されてい

るが、必ずしも蝦夷に限定する必要はない。むしろ帶勲者出雲臣真足と同豊足(兄弟)の戸に筑紫国に在る戸口が十名もいることは、この戸と筑紫との深い関係を想像させ、征隼人軍への従軍も十分に考えられる。

(9) 板橋源「陸奥出羽鎮兵考」(『岩手史学研究』八、昭和二十六年)、高橋富雄「東北古代史上の柵戸と鎮兵」(『日本歴史』九〇、昭和三十年)、高橋崇「陸奥・出羽の軍制」(『史元』一五、昭和四十七年)、林陸朗「蝦夷対策と東国」(『古代の地方史』五坂東編、昭和五十二年)、虎尾俊哉「律令国家の奥羽経営」(同六奥羽編、昭和五十三年)など。なお藤雅樹「天平期における対夷政策について」(『文化』二七―二、昭和三十八年)は鎮兵の語の初見が天平九年であることから、天平元年頃にも鎮兵制が未確立であるとするが、神亀元年の「陸奥国鎮守軍卒」に本貫を離れて陸奥国の常成に当るといふ鎮兵の本来的性格を見出してよ、と思われる。また佐々木常人「鎮兵小考」(『東北歴史資料館研究紀要』一一、昭和六十年)は研究史を整理し、神亀元年の措置について、これは移住であり一定期間後帰国する鎮兵とは区別できるとするが、この記事は、本来はやがて帰国する軍卒に対し、その願により家族ぐるみの移貫を許したものと見るべきであろう。

(10) なお統紀の文面から、坂東の騎兵をもって山海両道を開かしたと解されているが、この所の「且追常陸……等六国騎兵惣一千人、開山海両道、夷狄等咸懐疑懼、仍差田夷遠田郡領外從七位上遠田君雄人、遣海道、差帰服狄和我君計安壘、遣山道、並以使旨慰諭鎮撫之」(新訂増補国史大系)の「開」は「開」と訂正すべきであり(東山御文庫本・高松宮本・兼石本「開」、金沢文庫本「開」、傍書「開」、谷森本一字擦り消しの上に「開」、そうすることによって意味もよく通じる筈である。即ち山海両道の夷狄らが疑懼を抱いていると聞いたので、遠田君雄人と和我君計安壘を派遣して慰諭鎮撫したとの意であり、騎兵を発して山海両道を「開」いたのではない。

(11) 『宮城県史』一(昭和三十二年)、新野直吉「大野東人の征夷軍事行動」(『軍事史学』九、昭和四十二年)。

(12) 鎮守府体制の強化策については渡部育子「律令制下における陸奥・出羽へ

の遣使について―鎮守將軍と征東使―」(高橋富雄編『東北古代史の研究』、昭和六十一年)も論じており、この時期鎮守將軍に対する期待が大きかったことが既に述べられている。しかし具体的な副將軍任命の事例については佐伯久良麻呂の例しか挙げておられない。

(13) この坂東の範囲が表に示した国々であることは、統紀天平宝字三年九月庚寅条に、これらの諸国の「所送軍士器仗」を割き留めて雄勝・桃生二城に貯えることによる。軍士を送らずに器仗のみを送るということもありえるが、それならば「軍士」の語は不要であろう。

(14) 神亀元年の場合も「坂東九国軍三万人」というのは、実は「教習騎射、試練軍陳」せしめたことしか史料には記されており(神亀元年四月癸卯条、陸奥国への差発については統紀は何も語らない。動員があったとしてもこの全てではない可能性が高い)。

(15) 陸奥国の軍団数・兵士数については板橋源「古代陸奥軍団考」(『軍事史学』二―五、昭和四十一年)、高橋崇「陸奥・出羽の軍制」(前掲)等を参照。

(16) 鎮兵の数については板橋源「陸奥出羽鎮兵考」(前掲)、高橋崇「陸奥・出羽の軍制」(前掲)等を参照。

(17) 類聚三代格十八、大同五年五月十一日官符、延喜兵部式。なお永井肇「健児制についての再検討―平安期健児制を中心として―」(『史学研究集録』八、昭和五十八年)及び前掲拙稿参照。

(18) 沢田吾一「奈良朝時代民政経済的数的研究」(昭和二年)参照。

(19) 出羽国の軍制については高橋崇「陸奥・出羽の軍制」(前掲)及び同氏「古代出羽の軍制」(角田文衛博士古稀記念『古代学叢論』、昭和五十八年)等を参照。

(20) 但し大藤原経継は実際には赴任せず、副使大伴益立が、正五位上から従四位下に昇叙され、実質的な大将として出発した(益立が実質的な大将であったことは既に諸先学の気付かれていますことであるが、とりあえず大塚徳郎「蝦夷征討」(前掲)参照)。なお大塚氏は経継の下向を不明とするに止めているが、益立の昇叙は彼を大将格にすることに関連した措置であると見られ(実例

では征討使の副使で四位以上であった者は他にいない、それが出発に際してのものであったのだから(統紀天応元年九月辛巳条に「臨發授從四位下」とあり、続日本後紀承和四年五月丁亥条に「発入之日叙從四位下」とある)、初めから益立は実質的な大将として出発したことは間違いない。そしてこの叙位は統紀によれば四月四日のことであり、征討使は任命後まもなく出発したことが分るのである。なお継繩が赴任しなかったことについては坂本太郎『六国史』(昭和四十五年)にも指摘がある。ちなみにその辺の事情がはっきりしないのは、継繩が続日本紀の撰者であったことが関係しているのかもしれない。

(21) 前からの副使大伴益立は実質的な大将の地位を更迭されたのであるが、副使の官もこの時解任されたか否かは明らかでない。しかし紀古佐美は後述する如く、この時の勲功が大使藤原小黒麻呂に次ぎ第二位で、しかもこれも後述する如く、征討の最終段階で陸奥守に任命されており、現地に引き続き留まっていたと思われる。従って彼は副使の任を解かれてはいないであろう。故に、後に副使に別人二人が見えることは、少なくとも副使の総入れ替えを示すものではない。

(22) 渡部育子「律令制下における陸奥・出羽への遣使について―鎮守將軍と征東使―」(前掲)は、延暦年間の鎮守將軍は征討使が効率よく征夷に臨めるための態勢準備を重要な役割としてくると述べている。

(23) 同氏『桓武天皇』(昭和三十八年)。

(24) 宝亀から延暦の征夷軍首脳部を関東地方の豪族の勢力の消長という視点でとらえ、延暦十三年次の構成を、その勢力の排除と見る見方も存する(大塚徳郎「蝦夷征討」(前掲))。

(25) 小島憲之『国風暗黒時代の文学』中(中)(昭和五十四年)。

(26) 三代実録貞観二年五月十八日条にも「征夷副將軍」とある。なお、既に多賀城跡調査研究所「多賀城跡―昭和四十五年発掘調査概報―」(昭和四十六年)所載の陸奥国官人表の注に、凌雲集によれば延暦二十年頃陸奥介であったと述べられている。

(27) 野田嶺志『律令国家の軍事制』(前掲)は、この条文に見える「將帥」と

「將軍」以下の官が別のものであるとし、この条は兵が三千以上になった時、別軍を編成し(大)將軍以下を任命する趣旨であるという、独特な理解をしている。しかしそうすると「將帥」とは何か、また「將軍」と大將軍以下との関係は如何とすることがやはり問われるだろう。ここは素直に「將帥」とは「大將軍」以下の官の総称であると考えてよいのではなからうか。氏の日唐比較の議論には教えられる所があるが、右の結論には今のところ従えない。

(28) 「日本律令軍制の基本構造」(前掲)。

(29) 郡司の從軍については松本政春氏が事例を集積されている(郡司の軍事指導とその基盤)『ヒストリア』一一三、昭和六十一年)。

(30) 前掲拙稿参照。「子弟」の語は難しいが、とりあえず郡司子弟と解してきた。

(31) 山田英雄「征軍人軍について」(前掲)。

(32) 文部善理は陸奥国磐城郡の人で、この時外從七位下であった(延暦十年二月乙未条)。道嶋御楯は前述の通り、この後延暦二十一年に鎮守軍監として陸奥大國造になり(その時の位階は外從五位下)、同二十三年に征夷副將軍となった人物である。

(33) 「四等官制成立以前における我國の職官制度」(『ヒストリア』五八、昭和四十六年)。

(34) ただこれに関連して弘仁二年征夷の時、將軍に対して出された勅の中に「隊長已下依法決断」(日本後紀弘仁二年四月壬午条)とあるのが注意される。この隊長については、①軍団隊長のこと、②東北地域に成立していた特殊な軍制の職制の一つ、③征討軍の職制の一つ、④三通りの考え方ができると思う(④については松田柵跡出土木簡に「飽海郡少隊長」(松田柵跡調査事務所)「松田柵跡―政庁跡―」昭和六十年、による。但し「少隊長」は従来「隊長」と読まれていた)と記すものがあり、これとの関連による。なお野田嶺志『防人と衛士』(昭和五十五年)参照。ただこれも平川南「東北地方出土の木簡について」(『木簡研究』一、昭和五十四年)は軍団隊長とする。今のところ断案を示すには至らぬが、③の場合、これが従前からの称であれば、隊五十人程



征討軍一覽

年次	西曆	内容	将	官	軍	士
大宝二	七〇二	征 隼 人	大宰大貳、大宰少貳		筑前・豊前	
慶雲二以後	七〇五以後	征 夷			武蔵	
和銅二	七〇九	征 夷	陸奥鎮東將軍一、 征越後蝦夷將軍一・副一		遠江・駿河・甲斐・信濃・上野・越前・越中・常陸・陸奥・越後	
和銅六	七二三	征 隼 人	討隼賊將軍		(戦陣有功者二二八〇余)	
養老四〇五	七二〇〇七二二	征 隼 人	征隼人持節大將軍一・副二、豊前守		豊前・豊後・日向・大隅・薩摩	
養老四〇五	七二〇〇七二二	征 夷	持節征夷將軍一・副一・軍監三・軍曹二、 持節鎮狄將軍一・軍監一・軍曹二		遠江・常陸・美濃・武蔵・越前・出羽、蝦夷、(陸奥・石背・石城)	
神亀元	七二四	征 夷	征夷持節大使一・副一・判官八・主典八、 鎮狄將軍一・軍監二・軍曹二		(坂東九国三万)、(行賞者一六九六)	
※天平四〇六	七三二〇七三四	对新羅防衛	節度使(各判官四・主典四)		東海・東山道、山陰道(因幡・伯耆・出雲・隠岐・石見・安芸・周防・長門)、西海道	
天平九	七三七	奥羽直路開削	持節大使一・副二・判官四・主典四、鎮守將軍・出羽守・陸奥大掾		常陸・上総・下総・武蔵・上野・下野騎兵一〇〇〇、陸奥国兵五〇〇〇・鎮兵四九九・狄俘二四九、出羽国兵五〇〇・狄一四〇	
天平一二	七四〇	征藤原広嗣乱	大將軍一・副一・軍監四・軍曹四、勅使二		東海・東山・山陰・山陽・南海道一七〇〇〇	
天平宝字三	七五九	桃生・雄勝築城	鎮守將軍(陸奥按察使兼守)・副將軍(陸奥介)・軍監・軍曹、出羽守・介・掾		坂東(相模・上総・下総・常陸・上野・武蔵・下野)騎兵、鎮兵、夷俘	

度のまとまりについてははっきりした職制があったことになる。その程度の單位については明確な職制を認めるのにやぶさかではない。但し、これも延暦十三年次の改革によるものと考えられることも可能であろう。(「追記1参照」)

(35) この実情を軍団制廃止の要因として重視する研究に、川上多助「武士の勃

興」(同氏『日本古代社会史の研究』、昭和二十二年)、吉沢幹夫「延暦十一年の諸国兵士の停廢について―征夷軍編成と関連して―」(前掲)、下向井龍彦「健児および健児所についての一考察」(『修道中・高等学校研究紀要』一、昭和五十八年)等がある。

※天平宝字 五〇八	七六一〇七六四	征 新 羅	節度使(各副二・判官四・録事四)	東海道(遠江・駿河・伊豆・甲斐・相模・安房・上総・下総・常陸・上野・武蔵・下野)兵士一五七〇〇・子弟七八・水手七五二〇 南海道(紀伊・阿波・讃岐・伊予・土佐・播磨・美作・備前・備中・備後・安芸・周防)兵士二二五〇〇・子弟六二・水手四九二〇 西海道(筑前・筑後・肥後・豊前・豊後・日向・大隅・薩摩)兵士二二五〇〇・子弟六二・水手四九二〇
神護景雲元	七六七	伊 治 築 城	鎮守將軍(陸奥守)・副將軍	諸国軍士、蝦夷俘囚
宝亀五〇六	七七四〇七七五	征 夷	鎮守將軍(陸奥按察使兼守)・副將軍、陸奥国司	(行賞者二七九〇余)
宝亀七〇九	七七六〇七七八	征 夷	鎮守副將軍(陸奥介↓按察使兼守)・権副將軍、出羽国司	陸奥国軍士二万、出羽国軍士四〇〇〇、下総・下野・常陸騎兵、(征戦有功者二二六七)
宝亀一一	七八〇	覚 繁 築 城	鎮守副將軍(陸奥按察使兼守)・陸奥介	俘軍、(陸奥国軍士三〇〇〇)
宝亀一一〇 天応元	七八〇〇七八一	征 夷	征東大使一・副二↓四・判官四・主典四、鎮守副將軍、陸奥介、 出羽鎮狄將軍一・軍監二・軍曹二	坂東軍士、(步騎数万)
※延暦三	七八四	征 夷	持節征東將軍一・副二・軍監(二カ)	
延暦八	七八九	征 夷	征東大使一・副四、鎮守副將軍二	東海・東山坂東諸国步騎五二八〇〇余、(征軍二七四七〇、輜重二二四四〇)、(軍士一〇万?)、(有功者四八四〇余)
延暦一三	七九四	征 夷	征東(↓夷)大使一・副四・軍監一六・軍曹五八	一〇万
延暦二〇	八〇一	征 夷	征夷大將軍一・副・軍監五・軍曹三二	四万
※延暦二三	八〇四	征 夷	征夷大將軍一・副三・軍監八・軍曹二四	
弘仁二	八一	征 夷	征夷將軍一・副三・軍監一〇・軍曹二〇	陸奥・出羽二〇六〇〇余、陸奥・出羽俘軍兩國各一〇〇〇
※弘仁四	八一三	征 夷	征夷將軍一	

備考 1、※は準備のみで実際の軍事行動には至らなかったものである。

- 2、典拠は殆ど六国史（日本紀略・類聚国史を含む）だが、「征隼人軍についてはその他西海道の戸籍・正税帳、また政事要略・扶桑略記・宇佐託宣集等が挙げられる。これについては山田英雄「征隼人軍について」（前掲）参照。
- 3、慶雲二年以後とした征夷軍は文徳天皇実録嘉祥三年五月丙申条による。前掲拙稿では表から外したが、今回統日本紀に見えないものである可能性もあると考へ、一応表に加える。
- 4、年次は実際に軍事行動が起こされていた時点によるが、将官の任命時点や行賞の行われた時点に基づくものもある。
- 5、征討使の称谓で「大使」と「大（大）將軍」が併用されている場合は「大使」の方を記した。
- 6、細部の論拠については略さざるをえないが、なるべく本文中において触れるように努めた。

〔追記1〕 成稿後、栃木県文化振興事業団『下野国府跡Ⅶ 木簡・漆紙文書調査報告』（昭和六十二年）により、下野国府跡出土の漆紙文書に「□隊長勲十等□□連古東人」という記載を有するものがあることに気づいた。共伴の紀年銘木簡から、延暦十年以前のもものとみなされるとのことである。この文字は既に栃木県教委・栃木県文化振興事業団『下野国府跡 資料集Ⅰ』（昭和六十年）において「□長勲十等□□□連古東人」と読まれているが、右のように「隊長」とはつきり読めるならば、これにより、征夷軍に関係する「隊長」の称が下野国にもあったこと、それが少なくとも延暦十年までさかのぼることがほぼ確実になったと言えよう。しかしなお註（34）の問題を最終的に解決するには至らないであろう。詳細な検討は後日を期したい。

〔追記2〕 本稿校正中、松本政春氏の「征夷使と征東使」が『日本歴史』四七七号（昭和六十三年二月号）に発表された。征討使の種々の呼称をめぐって律令国家の対蝦夷政策について論を展開されているが、校正中のこととて、氏の議論を本稿に生かすことはできなかった。ただ、これによって本稿の論旨を変更する必要はないと思う。